

平成25年度
東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業者
募集要項

(注意事項)

1. 提出期限は、平成25年5月27日(月)午後5時までです。

平成25年5月1日

習 志 野 市

応募及び問合せ先

習志野市企画政策部企画政策課

住所 〒275-8601 習志野市鷺沼1-1-1

電話 047-453-9222 F A X 047-453-9312

Eメール kikaku@city.narashino.chiba.jp

平成25年度 東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業者募集要項

習志野市企画政策部企画政策課

1. 趣旨

この要項は、習志野市が習志野市地域公共交通計画に基づいて、公共交通空白・不便地区等の解消をはかることを目的に、東習志野・実籾地域において実施するワンボックス車両を用いた東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業（以下「当該事業」という。）において、実証運行する事業者（以下「事業者」という。）を選定するための事業者募集手続きについて必要な事項を定めるものです。

2. 定義

この要項において「事業者募集手続き」とは、事業者を選定する場合において、事業者の参加意欲を反映し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ当該事業の概要及び参加資格等を公表し、運行の受託を希望する事業者から企画提案書の提出を受け、事業者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該事業に最も適した事業者を選定する手続きをいいます。

3. 東習志野・実籾地域公共交通実証運行の考え方

東習志野・実籾地域公共交通の実証運行は、本格運行に向けてよりよい運行計画を検討するために行うものであり、平成25年度においては、平成26年3月31日までを予定しています。

なお、平成26年度の運行については、平成25年度の実証運行の結果を踏まえ、習志野市地域公共交通計画に示した、運行評価基準を達成することができる場合は本格運行への移行を、達成できない場合はルートの修正などを加え実証運行を継続する予定です。実証運行を継続することとなった場合、事業者は実証運行を継続することとします。

また、運行主体は、事業者となりますので、道路運送法第4条の申請手続き、車両の事業用登録等は事業者が行うこととなります。

4. 運行計画案

実証運行期間 (予定)	平成25年11月1日～平成26年3月31日の間(151日間) 毎日運行
運行形態	定時定路線型運行
車両	定員13名(運転手+乗客12名) ワンボックス車両3台(うち1台予備車) ※常時運行する車両2台は、市で用意し事業者に貸与します。
系統	① 東習志野8丁目ふれあい広場－実籾駅－偕生園 (4.6km) ② 東習志野8丁目ふれあい広場－実籾駅－しよいか〜ご (4.1km)
営業時間	午前7時台から午後8時台とする。
運行便数	① 18便以上 ② 16便以上
運賃	1乗車 大人200円 小人100円

※詳細については、東習志野・実籾地域公共交通実証運行に関する基本事項及び習志野市地域公共交通計画を参照すること。

5. 応募資格

(1) 応募者は、次に掲げる要件を、すべて備えている者としてします。

①道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者、同法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができる者、または道路運送法第21条の許可を受けることができる者。

②当該事業業務履行の遵守及び遂行能力を有する者。

(2) 参加希望者は、次の各号のいずれかに該当するときは、募集手続きに参加できません。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する一般競争入札の資格を有しない者。

②手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者または提案書の提出期限前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

③会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、裁判所からの更正手続き開始決定がなされていない者。

④民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者。

⑤国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がある者。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者、及び、習志野市暴力団排除条例第2条第3号に該当する者。

⑦公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者。

⑧この手続きの公表日から提案書の提出期限までの間において、習志野市建設工事請負業者等指名停止基準による指名停止または指名除外措置を受けた者。

⑨募集期間内に上記①から⑧に係る事由が発生した者。

6. 事業者の募集スケジュール

募集要項発表	平成25年5月1日（水）市ホームページにて公表
募集要項に対する質疑受付	平成25年5月1日（水）～平成25年5月8日（水）
質疑回答	平成25年5月13日（月）
応募申込み書類の受付期間	平成25年5月13日（月）～平成25年5月27日（月）
プレゼンテーション	平成25年6月3日（月）
事業者の決定及び公表	平成25年6月7日（金）

※ スケジュールは変更になる場合があります。

7. 募集要項に対する質疑について

募集要項等の内容について、次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

平成25年5月1日（水）～5月8日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式2）により作成のうえ、企画政策課へEメールまたはFAXにより提出するものとします。電話での質問は受け付けしません。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、平成25年5月13日（月）に習志野市のホームページで公表します。

8. 添付資料

東習志野・実籾地域公共交通実証運行に関する基本事項、運行ルート計画図、基本協定書（案）、事業協定書（案）

9. 閲覧または貸出資料

習志野市地域公共交通計画

10. 実証運行事業者応募申請及び申請書提出方法

東習志野・実籾地域公共交通実証運行に関する基本事項をもとに、次の申請書を募集期間内に企画政策課まで提出してください。

(1) 東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業者応募申請書（様式1）

次の事項を記載した企画提案書を添付してください。

1) 事業実施に対する基本的な考え方

①実証運行事業に対する基本的な考え方

- ・事業実施に関する基本的な考え方
- ・本事業開始に要する経費の額及び調達方法
- ・コミュニティバス、福祉タクシー等、公共施策に資する運行実績
- ・その他応募者が考えている事項

②運行計画

- ・運行ルート ・運行時間帯 ・運行便数 ・運行間隔
- ・運賃設定（障がい者割引、乗り継ぎ割引 等）
- ・業務処理計画（運行開始予定日及びそれまでの作業）
- ・その他応募者が考えている事項

③その他

- ・乗車定員を超える利用があった場合の対応方法
- ・予備車両（用意の方法、予定する車名形式、乗車定員、全長、全幅）
- ・営業所、自動車車庫、乗務員の休憩施設等の現状や予定

2) 安全運転、安全管理の考え方

- ・安全運転実施計画

3) 創意工夫の発揮の考え方

- ・増収増益策
- ・車いすを使用している人、ベビーカーを使用している人、障がいのある人等の利用があった場合の対応

- ・市民へのサービス、利用者増加に向けた取組み
 - ・車体等への広告掲示の提案
 - ・その他応募者が考えている事項
- 4) 受託希望金額
- ・平成25年11月1日から平成26年3月31日までの151日間実証運行をした場合の受託希望金額（万円単位で記載してください）
 - ・運行経費（人件費、燃料油脂費、法定点検費、車両修繕費、任意保険料、その他の経費）、バス停作成費・設置費（予定基数、予定個所、予定仕様）、運賃収入（想定乗客数）の内訳
- 5) その他必要と認める事項
- (2) 応募法人の概要書
- 1) 法人の概要書（資本金、営業、業務概要）
 - 2) 定款
 - 3) 法人登記簿謄本または登記事項証明書（3か月以内のもの）
 - 4) 印鑑証明書
 - 5) 収支決算書（直近1期分）
 - 6) 納税証明書（国税：法人税・消費税 地方税：都道府県民税・市町村民税）
（直近1期分・原本1通）
- (3) 提出期間
- 平成25年5月13日（月）から平成25年5月27日（月）の午前8時30分から午後5時までとします。（持参する場合は平日に限ります。）
- (4) 提出先
- 企画政策課
- (5) 提出方法
- ①持参、郵送または宅配便で提出。
 - ②郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。
宅配の場合は締切日の午後5時必着とします。
 - ③郵送または宅配の場合は、封筒に「プロポーザル提案書在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し80円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。
- (6) 提出部数 10部（正1部、副9部）
- (7) 応募に要する費用
- 応募に係る一切の費用は応募者負担とします。また、応募書類の返却はいたしません。
- (8) 提出にあたっての留意事項
- ①提案書の提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。
 - ②提案書は、公表する場合があります。ただし、市と応募者との協議において、公表されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。
 - ③市は、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認めるときに、提案書を無償で使用できるものとします。
また、提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三

者の承諾を得ておくものとします。

④選定された提案書の実施体制については、やむを得ない事由等による他は、変更できません。また、市は提案書を尊重いたしますが、拘束されないものとします。

11. プレゼンテーションの実施について

提案書の内容について、次のとおり提案者ヒアリングを行います。

(1) 実施日時（予定）

平成25年6月3日（月）詳細については該当者に別途通知します。

(2) 実施場所 習志野市役所仮庁舎 3階大会議室

(3) 出席者 2名以内

(4) ヒアリング内容

提案書の内容について1者当たり説明20分、及び質疑10分を予定しています。

なお、説明は提案書の記載内容を逸脱しないものとします。プロジェクターの使用は可能です。提出した資料の説明用画面などで使用してください。パソコンは事業者側で用意してください。なお、プロジェクター、スクリーンは市で用意します。

また、提案書以外の資料は使用しないでください。

12. 新たな地域公共交通実証運行事業者選定委員会の設置

事業者募集手続きによる事業者の決定にあたり、企画提案内容等を審査及び評価するため、新たな地域公共交通実証運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

13. 選定委員会の構成、選定基準

(1) 選定委員会

選定は、6名の委員で構成する選定委員会が行います。

(2) 選定基準

審査項目	評価の視点	配分
1) 事業実施に対する基本的な考え方	①事業参加意欲は十分に認められるか。	40点
	②習志野市が示した運行計画に関する基本事項を満足しているか	
	③その他	

2) 安全運転、安全管理の考え方	安全な運転計画、安全管理に対する基本的な考え方や実績が伴っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手に対する教育も含め、安全運転、安全管理について十分な検討、計画がなされているか。 ・緊急時の対応について十分な検討がなされているか。 	10点
3) 創意工夫の発揮の考え方	創意工夫を発揮し、市民の利用促進、市民サービスの向上について	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような点で創意工夫が発揮できるか基本的な考え方が示されているか。 ・増収増益策について具体的な考え方が示されているか。 ・市民の利用を促進する方策について具体的かつ、合理的な考え方が示されているか。 ・車いす利用者、ベビーカー利用者、障がい者の利用があった時の対応 	30点
4) 受託希望金額	受託希望金額の算定が妥当であるか。(万円単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月1日から平成26年3月31日までの151日間実証運行をした場合での希望金額 ・運行経費、バス停作成費・設置費、運賃収入の内訳 	20点

(3) 審査

- ①審査結果が60点に満たない場合には、事業者として選定されません。
- ②選定委員会の審査結果を受け、評価が最も高い応募者から、第1位協定書締結候補者、第2位協定書締結候補者、第3位協定書締結候補者として、市が選定します。
- ③評価点の合計が2者以上同数となった場合は、受託希望金額の低い者を上位とします。

14. 事業者の選定及び選定結果の公表

選定委員会において、企画提案内容の審査及び評価を行い、当該事業の内容に最も適すると認められる事業者を選定し、選定結果は、平成25年6月7日付けにて応募者全員に文書で通知するとともにホームページで公表します。(都合により変更となる場合があります。)

15. 協定書等の締結

- (1) 市は、最も評価が高い者を、東習志野・実籾地域公共交通実証運行業務委託の第1位協定書締結候補者として、協定書締結交渉を行うものとします。その場合に、委託金額は提案した受託希望金額以内とします。
- (2) 第1位候補者が前記の失格条項に該当すると認められた場合、または市と協定書の締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と交渉を行うことができるものとします。
- (3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合は、協定締結候補者としての資格を取り消すことがあります。

(4) 基本協定締結後、運行に係る事業協定を締結し、実証運行を開始します。

16. 業務委託期間

協定書締結の日から、平成26年3月31日まで。

17. 運賃収入

運賃収入は、事業者の収入とします。

18. 委託限度額

委託金額は、市が想定した運行経費から想定した運賃収入を差引いた金額とし、下記の限度額以内とします。ただし、内訳は下記のA、Bの金額以内とします。

委託限度額 6,909,000円(消費税込)

(A) + (B) = 6,909千円

(A) 5,233千円(運行経費+車両減価償却費)

(B) 1,676千円(停留所設置費)

19. 運行計画

基本協定書の締結後、提案内容に基づいた詳細な運行計画案を提示いただきます。提示いただいた詳細な運行計画案を、習志野市地域公共交通会議に諮り、合意を得たものを運行計画とします。

20. その他

東習志野・実籾地域公共交通の実証運行を検証するために行う調査等については、協力をしていただきます。また、調査のための乗車に係る運賃については、お支払いいたしません。

平成 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 あて

東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業者応募申請書

東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業を、別紙の企画提案書の通り実施したいので、申請します。

(応募者)

住 所

会 社 名

代 表 者 名



担 当 部 署

担 当 者

電 話 番 号

F A X 番 号

E メ ー ル

東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業企画提案書

- 1) 事業実施に対する基本的な考え方
 - ①実証運行事業に対する基本的な考え方
 - ②運行計画
 - ③その他
- 2) 安全運転、安全管理の考え方
- 3) 創意工夫の発揮の考え方
- 4) 受託希望金額
- 5) その他必要と認める事項

* 募集実施要項（10. 実証運行事業者応募申請及び申請書提出方法）により記載してください。また、記載はA4版（11ポイント以上の文字）で記載してください。

平成 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 あて

応募者名 住 所
会 社 名
代表者名

東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業に関して、下記の通り質問します。

質問内容	回答

担当部署

担当者

電話番号

F A X

Eメール